

第**158**回

定時株主総会 招集ご通知

2023年4月1日～2024年3月31日

DAICEL

日時

2024年**6月21**日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

場所

大阪市北区大深町3番60号
グランフロント大阪 北館タワーC
インターコンチネンタルホテル大阪
2階「HINOKI」

お土産の配布はございません。
何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席されない場合

インターネットまたは書面により、事前に議決権を
ご行使くださいますよう、お願い申し上げます。

インターネットまたは書面による 議決権行使期限

2024年**6月20**日(木) 午後5時まで

株式会社ダイセル

証券コード：4202

愛せる未来、
創造中。

(証券コード 4202)
2024年5月30日

株 主 各 位

大 阪 市 北 区 大 深 町 3 番 1 号
株式会社ダイセル
代表取締役社長 小 河 義 美

第158回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第158回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.daicel.com/ir/stockholder.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）ウェブサイトにも掲載
しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスし、銘柄
名（ダイセル）または証券コード（4202）をご入力の上検索し、「基本情報」、「縦覧書類/
PR情報」を選択してご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使するこ
とができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月20日（木曜
日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月21日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 大阪市北区大深町3番60号
グランフロント大阪 北館タワーC インターコンチネンタルホテル大阪
2階「HINOKI」

3. 目的事項

報告事項

1. 第158期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第158期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第5号議案 監査役の報酬額改定の件
- 第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、本招集ご通知でご案内のウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎会社法改正による株主総会資料の電子提供制度施行に伴い、株主総会資料の提供は紙媒体から原則ウェブサイトでの閲覧になったことから、書面交付請求をされた株主様を除き、株主様のお手元へは簡易な招集ご通知をお送りしています。なお、株主総会資料の一式は、本招集ご通知でご案内のウェブサイトでご確認いただけます。
 - ◎次回の株主総会にかかる株主総会資料につきましては、より簡易な招集ご通知をお送りすることも検討しています。
 - ◎法令および当社定款の規定に基づき、以下の事項につきましてはウェブサイトのみに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主様に対してお送りする交付書面には記載しておりません。
 - ①事業報告の「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制の整備および当該体制の運用状況に関する事項」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」なお、①②③は監査役が、②③は会計監査人が監査を行った書類に含まれております。

〈ご来場の株主様へのごお願い〉

- ◎ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎役員および運営スタッフは軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただく場合



株主総会開催日時 2024年6月21日（金曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です。）

なお、株主様でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

インターネット等にて行使いただく場合



行使期限 2024年6月20日（木曜日）午後5時まで

次頁をご参照のうえ、QRコードを読み取る「スマート行使」による方法、または議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にて「議決権行使コード」および「パスワード」を入力する方法により、各議案に対する賛否をご入力ください。

書面にて行使いただく場合



行使期限 2024年6月20日（木曜日）午後5時到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。ご返送いただいた議決権行使書において、各議案の賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

議決権行使のお取扱いについて

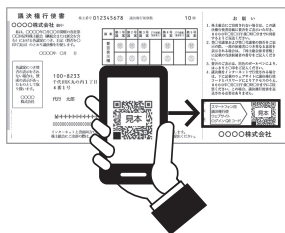
書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

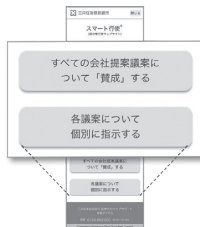
QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

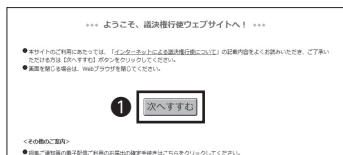


「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。
※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

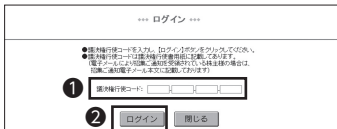
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



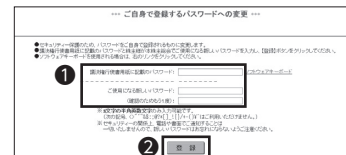
1 「次へ進む」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



1 「議決権行使コード」を入力
2 「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



1 「パスワード」を入力
2 「登録」をクリック

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ① パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。
- ② パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ③ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたたく存じます。

期末配当に関する事項

当社は、資産効率の最大化と最適資本構成の実現、資金調達力維持のための財務健全性確保、安定的かつ連結業績を反映した配当を総合的に勘案した、バランスのとれた利益配分を基本方針としております。

内部留保資金につきましては、新規事業展開および既存事業強化のための研究開発、設備の新・増設、効率化など、業容の拡大と高収益体質の強化のための投資に充当し、将来の事業発展を通じて、株主の皆様の利益向上に努めたいと存じます。

なお、2020年度からの中期戦略「Accelerate 2025」におきましては、中期戦略発表時の1株当たり配当額（年間32円）を下限とし、配当と機動的な自己株式取得を合わせた各年度の株主還元性向40%以上を目標としております。

上記の方針に基づき、当期の期末配当におきましては、普通配当を1株につき25円とさせていただきたく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円

総額6,895,403,825円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の1株あたり年間配当は、前事業年度と比較し12円増配の50円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年6月24日

第2号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役10名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位、担当	取締役会出席率
1	再任	おがわ よし み 小 河 義 美	代表取締役社長、社長執行役員、 役員人事・報酬委員会委員、 愛せる未来研究所担当、 ポリプラスチックス株式会社社長	93% (14回/15回)
2	再任	すぎもと こう たらう 杉 本 幸 太 郎	代表取締役、専務執行役員、 役員人事・報酬委員会委員、事業支援本部長、 企業倫理室担当、 サステナブル経営推進室担当、 デジタル戦略推進センター担当	100% (15回/15回)
3	再任	さかき やす ひろ 榊 康 裕	取締役、専務執行役員、経営戦略本部長、 S C M本部長、セーフティS B U担当、 ヘルスケアS B U担当、 マテリアルS B U担当、スマートS B U担当、 ライフサイエンスS B U担当	100% (15回/15回)
4	新任	し わく とし お 塩 飽 俊 雄	専務執行役員、アセスメント本部長、 研究開発本部長、 安全と品質を確かなものにする本部担当、 知的財産センター担当	—
5	新任	かわ ぐち なお たか 川 口 尚 孝	専務執行役員、生産本部長、 エンジニアリングセンター担当、 モノづくり革新センター担当	—
6	再任 社外 独立	きた やま てい すけ 北 山 禎 介	取締役、役員人事・報酬委員会委員	100% (15回/15回)
7	再任 社外 独立	あさ の とし お 浅 野 敏 雄	取締役、役員人事・報酬委員会委員長	100% (15回/15回)
8	再任 社外 独立	ふる いち たけし 古 市 健	取締役、役員人事・報酬委員会委員	100% (15回/15回)

候補者番号		氏名	現在の当社における地位、担当	取締役会出席率
9	再任 社外 独立	こまつ ゆりや 小松 百合弥	取締役、役員人事・報酬委員会委員	100% (15回/15回)
10	再任 社外 独立	おかじま まり 岡島 眞理	取締役、役員人事・報酬委員会委員	100% (12回/12回)
11	再任 社外 独立	にしやま けいた 西山 圭太	取締役、役員人事・報酬委員会委員	100% (12回/12回)

(注) 岡島眞理氏および西山圭太氏につきましては、2023年6月23日の取締役就任後の取締役会出席率を記載しております。

候補者
番号

1

おがわ よし み
小河 義美

再 任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

生年月日	1983年4月	当社入社
1960年1月8日	2000年6月	当社生産技術本部生産革新センター所長
	2002年4月	当社業務革新室長
	2006年6月	当社執行役員
所有する当社の株式数		当社特機・MSDカンパニー副カンパニー長
158,432株		当社特機・MSDカンパニー播磨工場長
	2009年6月	当社生産技術室長
		当社レスポンシブル・ケア室担当
取締役在任年数		当社エンジニアリングセンター担当
13年	2011年6月	当社取締役
(本総会終結時)	2013年6月	当社常務執行役員
	2014年4月	当社生産技術本部長
	2015年4月	当社品質監査室担当
	2016年6月	当社有機合成カンパニー担当
		当社特機・MSDカンパニー担当
	2017年6月	当社専務執行役員
	2019年6月	当社代表取締役社長
		当社社長執行役員
	2021年4月	当社リサーチセンター担当
		ポリプラスチックス株式会社会長
	2022年4月	当社無機複合実装研究所担当
		当社ライフサイエンス事業企画室担当
	2024年4月	当社愛せる未来研究所担当

(地位および担当)

代表取締役社長、社長執行役員、役員人事・報酬委員会委員、愛せる未来研究所担当、
ポリプラスチックス株式会社会長

取締役候補者とした理由

同氏は、2019年6月以来当社の代表取締役社長を務めており、企業価値向上を目指し、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と、当社の経営全般における豊富な経験・実績・見識を踏まえ、当社のグループ経営およびグローバルな事業経営を推進するにあたり適切な人材と判断したため、取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

2

すぎもと こうたろう
杉本 幸太郎

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

生年月日	1984年4月	当社入社
1960年10月10日	2011年6月	当社原料センター長
	2014年6月	当社執行役員 ダイセル物流株式会社代表取締役社長
所有する当社の株式数	2017年6月	当社常務執行役員 当社業務革新室担当
78,922株	2019年6月	当社代表取締役 当社事業支援センター長 当社企業倫理室担当 当社サステナブル経営推進室担当
取締役在任年数	2019年10月	当社事業支援本部長
5年 (本総会終結時)	2020年6月	当社専務執行役員
	2021年4月	当社サステナブル経営推進室担当
	2022年4月	当社デジタル戦略室担当
	2024年4月	当社デジタル戦略推進センター担当

(地位および担当)

代表取締役、専務執行役員、役員人事・報酬委員会委員、事業支援本部長、企業倫理室担当、サステナブル経営推進室担当、デジタル戦略推進センター担当

取締役候補者とした理由

同氏は、当社の財務経理、コンプライアンスなどの管理部門の責任者や原料センターの責任者を務めるなど、当社の経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、当社のグループ経営およびグローバルな事業経営を推進するにあたり適切な人材と判断したため、取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

3

さかき やすひろ
榎 康裕

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

生年月日
1962年3月17日

所有する当社の株式数
77,014株

取締役在任年数
4年
(本総会終結時)

1984年4月 当社入社
2012年6月 当社有機合成カンパニー長
2014年6月 当社執行役員
2016年6月 当社特機・MSDカンパニー長
Daicel Safety Systems (Jiangsu) Co., Ltd. 董事長
2017年6月 当社常務執行役員
Daicel Safety Systems America Holdings, Inc. President & CEO
Daicel Safety Systems America Arizona, Inc. President & CEO
Special Devices, Inc. President & CEO
2019年4月 Daicel Safety Systems Americas, Inc. Chairman
2019年6月 当社専務執行役員
当社特機・MSDカンパニー担当
2019年10月 当社戦略推進本部長
2020年4月 当社セイフティSBU担当
当社ヘルスケアSBU担当
2020年6月 当社取締役
当社原料センター担当
2021年4月 当社経営戦略本部長
2022年4月 当社カスタマーセンター担当
2022年8月 当社SCM本部長
2023年4月 当社マテリアルSBU担当
2024年4月 当社スマートSBU担当
当社ライフサイエンスSBU担当

(地位および担当)

取締役、専務執行役員、経営戦略本部長、SCM本部長、セイフティSBU担当、ヘルスケアSBU担当、マテリアルSBU担当、スマートSBU担当、ライフサイエンスSBU担当

取締役候補者とした理由

同氏は、当社セイフティセグメントの責任者や海外現地法人の社長を務め、また当社の経営戦略推進に関わる部門の責任者を務めるなど、当社の経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、当社のグループ経営およびグローバルな事業経営を推進するにあたり適切な人材と判断したため、取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

4

し わ く と し お
塩飽 俊雄

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

生年月日

1963年2月20日

所有する当社の株式数

40,699株

取締役在任年数

—

1987年4月 ポリプラスチック株式会社入社
2007年4月 同社研究開発センター所長
2011年3月 同社執行役員
同社経営戦略本部事業戦略統括室長
同社POM事業戦略室長
同社新事業探索室長
2014年6月 同社取締役
同社法務部担当
同社LCP Leuna Carboxylation Plant GmbH担当
2015年6月 同社常務執行役員
同社経営戦略本部長
同社経営企画室長
2016年6月 同社代表取締役
2017年6月 同社代表取締役社長
2021年4月 当社専務執行役員
当社パフォーマンスマテリアルズ本部長
2023年4月 当社事業創出本部担当
2024年4月 当社アセスメント本部長
当社研究開発本部長
当社安全と品質を確かなものにする本部担当
当社知的財産センター担当

(地位および担当)

専務執行役員、アセスメント本部長、研究開発本部長、安全と品質を確かなものにする本部担当、知的財産センター担当

取締役候補者とした理由

同氏は、当社の主要な子会社であるポリプラスチック株式会社において、研究開発、経営戦略、新規事業開発等の部門責任者、代表取締役社長を歴任するなど、当社グループの企業マネジメントや海外ビジネスについての豊富な経験・実績・見識を有しており、当社のグループ経営およびグローバルな事業経営を推進するにあたり適切な人材と判断したため、取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

5

かわぐち なおたか
川口 尚孝

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

生年月日

1961年12月25日

所有する当社の株式数

52,664株

取締役在任年数

—

1986年4月 当社入社
2002年4月 当社大竹生産カンパニー製造技術部長
2006年6月 当社生産技術室生産革新センター所長
2009年6月 ダイセル・セイフティ・システムズ株式会社代表取締役社長
2011年4月 当社特機・MSDカンパニー副カンパニー長
2013年6月 Daicel Safety Systems Korea, Inc.社長
2014年6月 当社特機・MSDカンパニー播磨工場長
2015年6月 当社執行役員
2019年6月 当社特機・MSDカンパニー長
Daicel Safety Systems (Jiangsu)Co., Ltd. 董事長
Daicel Safety Technologies (Jiangsu)Co., Ltd. 董事長
2020年4月 当社セイフティSBU長
2020年6月 当社常務執行役員
Daicel Safety Systems Americas, Inc. Chairperson
2022年4月 当社生産本部長
当社事業創出本部担当
当社バイオマスイノベーションセンター担当
当社モノづくり革新センター担当
当社チェーンプロダクションカンパニーおよびマルチプルプロダクションカンパニー担当
2023年4月 当社専務執行役員
当社エンジニアリングセンター担当

(地位および担当)

専務執行役員、生産本部長、エンジニアリングセンター担当、モノづくり革新センター担当

取締役候補者とした理由

同氏は、当社セイフティセグメントの責任者や海外現地法人の社長を務め、また当社の生産技術力向上や課題解決のための施策立案、実施に関わる部門の責任者を務めるなど、当社の経営や生産技術に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、当社のグループ経営およびグローバルな事業経営を推進するにあたり適切な人材と判断したため、取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

6

きたやま ていすけ
北山 禎介

再任 社外 独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

生年月日	2005年6月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役社長（代表取締役） 株式会社三井住友銀行取締役会長（代表取締役）
1946年10月26日	2011年4月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役退任 株式会社三井住友銀行取締役会長
所有する当社の株式数	2017年4月	株式会社三井住友銀行取締役
0株	2017年6月	同行特別顧問
	2018年6月	当社取締役
	2018年10月	株式会社三井住友銀行名誉顧問
社外取締役在任年数	(地位および担当)	
6年 (本総会最終時)	取締役、役員人事・報酬委員会委員	
	(重要な兼職の状況)	
	株式会社三井住友銀行名誉顧問	
	株式会社TBSホールディングス社外監査役	

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

同氏は、金融機関の経営で培われた経営者としての豊富な見識・経験等を有しておられ、これらの見識・経験等に基づく視点を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。

選任後は、上記の役割を果たすことを期待しています。

なお、同氏は当社の借入先である株式会社三井住友銀行の代表取締役会長などを歴任してきましたが、2011年4月に同行代表取締役を退任して以降、同行の業務執行に携わっておりません。また、当社グループの同行グループからの借入は、当社グループの連結総資産の約6.3パーセントであります。同氏が同行および株式会社三井住友フィナンシャルグループの業務執行に携わらなくなっ

てから10年以上が経過していることから、社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではありません。

候補者
番号

7

あさの としお
浅野 敏雄

再任 社外 独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

生年月日

1952年12月4日

所有する当社の株式数

0株

社外取締役在任年数

5年

(本総会終結時)

2010年4月 旭化成ファーマ株式会社代表取締役社長兼社長執行役員
2014年4月 旭化成株式会社社長執行役員
2014年6月 同社代表取締役社長兼社長執行役員
2016年4月 同社取締役兼常任相談役
2016年6月 同社常任相談役
2019年6月 当社取締役
2022年6月 旭化成株式会社相談役

(地位および担当)

取締役、役員人事・報酬委員会委員長

(重要な兼職の状況)

旭化成株式会社相談役
株式会社メディパルホールディングス社外取締役
東京センチュリー株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

同氏は、化学品の製造・販売を行う企業の経営で培われた経営者としての豊富な見識・経験等を有しておられ、これらの見識・経験等に基づく視点を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。

選任後は、上記の役割を果たすことを期待しています。

なお、同氏は当社の取引先である旭化成株式会社の代表取締役社長などを歴任してきましたが、2016年4月に同社代表取締役社長を退任して以降、同社の業務執行に携わっておりません。また、当社グループは同社グループとの間に営業上の取引がありますが、当社グループの同社グループに対する売上高は当社グループの連結売上高の1パーセント未満であり、また当社グループの同社グループからの仕入高は同社グループの連結売上高の1パーセント未満であり、社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではありません。

候補者
番号

8

ふるいち たけし
古市 健

再任 社外 独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

生年月日

1954年8月21日

2010年3月 日本生命保険相互会社代表取締役専務執行役員
2012年3月 同社代表取締役副社長執行役員
2016年7月 同社代表取締役副会長
2020年6月 当社取締役
2022年7月 日本生命保険相互会社顧問

所有する当社の株式数

0株

(地位および担当)
取締役、役員人事・報酬委員会委員

社外取締役在任年数

4年
(本総会終結時)

(重要な兼職の状況)
日本生命保険相互会社顧問
京王電鉄株式会社社外取締役
大阪市高速電気軌道株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

同氏は、金融機関の経営で培われた経営者としての豊富な見識・経験等を有しておられ、これらの見識・経験等に基づく視点を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。

選任後は、上記の役割を果たすことを期待しています。

なお、同氏は当社の借入先である日本生命保険相互会社の代表取締役副社長などを歴任してきましたが、2022年7月に同社代表取締役副会長を退任して以降、同社の業務執行に携わっておりません。また、当社グループの同社グループからの借入は、当社グループの連結総資産の1パーセント未満であり、また当社グループの同社グループに対する支払保険料は同社の保険料等収入額の1パーセント未満であり、社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではありません。

候補者
番号

9

こまつ ゆりや
小松 百合弥

再任 社外 独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

生年月日

1962年10月18日

所有する当社の株式数

0株

社外取締役在任年数

2年
(本総会最終時)

1988年4月 クレディスイス信託銀行株式会社アシスタントポートフォリオマネージャー
1990年4月 スパークス投資顧問株式会社 (現スパークス・グループ株式会社) シニアアナリスト
1996年5月 The Dreyfus Corporationシニアリサーチアナリスト
1999年12月 Fiduciary Trust Company Internationalヴァイスプレジデント
2000年9月 インテラセット株式会社パートナー
2004年11月 Worldeye Capital Inc.パートナー
2006年6月 Olympus Capital Holdings Asiaヴァイスプレジデント
2010年7月 大和クオインタム・キャピタル株式会社マネージングディレクター
2014年10月 株式会社KADOKAWA・DWANGO (現株式会社KADOKAWA) 取締役
株式会社ドワンゴ取締役
2020年7月 NTN株式会社社外取締役
2021年6月 株式会社ドリームインキュベータ社外取締役 (監査等委員)
2022年6月 当社取締役
2023年1月 IAパートナーズ株式会社取締役

(地位および担当)

取締役、役員人事・報酬委員会委員

(重要な兼職の状況)

NTN株式会社社外取締役
株式会社ドリームインキュベータ社外取締役 (監査等委員)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

同氏は、国内外の投資会社や情報・通信会社の経営で培われた経営者としての豊富な見識・経験等を有しておられ、これらの見識・経験等に基づく視点を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は、上記の役割を果たすことを期待しています。

候補者
番号

10

お か じ ま ま り
岡 島 眞 理

再 任 社 外 独 立

生年月日

1961年8月6日

所有する当社の株式数

0株

社外取締役在任年数

1年
(本総会終結時)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2012年4月 日本航空株式会社客室安全推進部長
2013年4月 同社羽田客室乗員部長
2014年11月 同社客室本部副本部長兼羽田第一客室乗員部長
2015年6月 同社客室本部副本部長兼乗員サポート部長
2021年9月 桜美林大学教授
2023年6月 当社取締役

(地位および担当)

取締役、役員人事・報酬委員会委員

(重要な兼職の状況)

桜美林大学教授

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、国内大手航空会社における事業部門のマネジメント経験があり、組織の安全管理や人材育成に関する豊富な知見を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。また、同氏は、顧客満足やSDGsを中心とした社会課題等に係わる様々な研究を行う学識経験者として高度な専門的知識、幅広い見識を有しておられることから、これらの見識・経験等に基づく視点を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は、上記の役割を果たすことを期待しています。

候補者
番号

11

にしやま けいた
西山 圭太

再任 社外 独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

生年月日

1963年1月11日

所有する当社の株式数

0株

社外取締役在任年数

1年
(本総会終結時)

1985年4月 通商産業省（現経済産業省）入省
2011年6月 内閣官房 東京電力経営・財務調査タスクフォース事務局長
2012年6月 株式会社産業革新機構（現株式会社INCJ）専務執行役員
2012年7月 経済産業省 大臣官房審議官（経済社会政策担当）
2013年6月 同省 大臣官房審議官（経済産業政策局担当）
2014年7月 原子力損害賠償支援機構連絡調整室次長
東京電力株式会社社執行役（会長補佐兼経営企画本部担当（共同））
2015年6月 同社取締役・執行役（会長補佐兼経営企画本部担当（共同））
2018年7月 経済産業省 商務情報政策局長
2020年7月 同省 退官
2020年11月 株式会社西山研究所代表取締役
2023年6月 当社取締役

(地位および担当)

取締役、役員人事・報酬委員会委員

(重要な兼職の状況)

株式会社西山研究所代表取締役
パナソニックホールディングス株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

同氏は、経済産業省における職務で培われた経済産業政策、IT政策に関する深い知見、および電力会社や投資会社で培われた経営者としての豊富な知見を有しておられ、これらの見識・経験等に基づく視点を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。

選任後は、上記の役割を果たすことを期待しています。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 北山禎介氏、浅野敏雄氏、古市健氏、小松百合弥氏、岡島眞理氏および西山圭太氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、各社外取締役候補者を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。各氏の選任をご承認いただいた場合は引き続き、各氏を独立役員として届出を行う予定です。
4. 各社外取締役候補者は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、当社の第158期事業報告別紙2をご参照ください。
5. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は、現行定款において、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役を除く）との間で、同法第423条第1項の規定により同取締役が当社に対し負担する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる旨を定めております。当社は、上記各社外取締役候補者との間で当該契約を締結しており、各氏が取締役に選任された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 補償契約について
当社は、再任となる各取締役候補者との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において会社が補償することとしております。各氏が取締役に選任された場合、当社と各氏との間で当該契約を継続し、また、新任となる各取締役候補者が取締役に選任された場合、各氏との間で新たに当該契約を締結する予定であります。
7. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。
ただし、当該保険契約においては、被保険者の犯罪行為に起因する損害または被保険者が法令違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。
なお、各候補者が取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなり、任期途中に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。
8. 取締役候補者11名のうち、女性候補者は2名（18%）であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役今中久典氏および幕田英雄氏が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	1	やま だ けん い ち 山田 健一	新任
生年月日	略歴、地位および重要な兼職の状況		
1961年 6月16日	1985年 4月 当社入社 2010年 7月 ダイセルバリューコーティング株式会社代表取締役社長 2014年 6月 当社総合企画室副室長 2016年 6月 当社総合企画室長 2019年10月 当社サステナブル経営推進室長 2021年 4月 当社役員待遇理事		
所有する当社の株式数	(地位)		
17,815株	役員待遇理事、サステナブル経営推進室長		
監査役在任年数	—		

監査役候補者とした理由

同氏は、当社グループ会社社長や当社事業支援部門およびサステナブル経営の企画立案を行う部門における責任者等を歴任し、当社グループにおけるコーポレートガバナンスやサステナビリティに関する幅広い経験に基づく見識を踏まえ、中立的かつ客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保を担う監査役として適切な人材と判断し、監査役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

2

まく た ひ で お
幕田 英雄

再任 社外 独立

略歴、地位および重要な兼職の状況

生年月日

1953年2月6日

所有する当社の株式数

0株

社外監査役在任年数

4年
(本総会終結時)

1978年4月 東京地方検察庁検事
2006年12月 新潟地方検察庁検事正
2008年10月 最高検察庁検事
2009年7月 宇都宮地方検察庁検事正
2010年4月 千葉地方検察庁検事正
2011年8月 最高検察庁刑事部長
2012年7月 公正取引委員会委員
2017年9月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
長島・大野・常松法律事務所顧問
2020年6月 当社監査役
2023年3月 銀座中央法律事務所 弁護士

(地位)

監査役

(重要な兼職の状況)

銀座中央法律事務所 弁護士
前田建設工業株式会社社外取締役
富士通株式会社社外監査役

社外監査役候補者とした理由

同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として高度な専門的知識、幅広い見識を有し、最高検察庁検事、公正取引委員会委員等を歴任され、また社外役員として企業に携わられた経験等から適任と判断し、社外監査役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 幕田英雄氏は、社外監査役候補者であります。
3. 幕田英雄氏は、第158期事業年度に開催した15回の取締役会のうち14回（93%）に出席し、また、同事業年度に開催した15回の監査役会の全てに出席しております。
4. 当社は、幕田英雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。同氏の選任を承認いただいた場合、引き続き独立役員として届出を行う予定です。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、当社の第158期事業報告別紙2をご参照ください。
5. 社外監査役候補者との責任限定契約について
当社は、現行定款において、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の規定により同監査役が当社に対し負担する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる旨を定めております。当社は、幕田英雄氏との間で当該契約を締結しており、同氏が監査役に選任された場合、当社と同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 補償契約について
当社は、幕田英雄氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において会社が補償することとしております。同氏が監査役に選任された場合、当社と同氏との間で当該契約を継続し、また、新任監査役候補者である山田健一氏が監査役に選任された場合、同氏との間で新たに当該契約を締結する予定であります。
7. 監査役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。
ただし、当該保険契約においては、被保険者の犯罪行為に起因する損害または被保険者が法令違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。
なお、各候補者が監査役に選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなり、任期途中に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。
8. 社外監査役候補者が現に当社の社外監査役であって、直近の任期中に当社において法令または定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実ならびに当該候補者が行った予防行為および発生後の対応行為の概要
当社は、当社子会社が販売する米国の第三者安全科学機関から認証を取得した製品について、遅くとも1980年代から2022年5月までの間、同科学機関への申請を行わずに認証取得時点の組成を一部変更し、認証品として製造・販売していたことを公表いたしました。
幕田英雄氏は、上記事実が判明するまで、当該事実を認識しておりませんが、日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行い、当該事実の判明後は、当該事実の徹底的な調査および再発防止策に向けた更なる体制の強化を求める等、その職責を果たしております。

(ご参考) 取締役候補者および監査役候補者（現任監査役を含む）の有する主な知見や経験（スキルマトリクス）

	氏名		企業経営	グローバル経営	マーケティング/ 事業企画	技術/ 研究開発	財務・ 会計	法務・ 知財・ リスク管理	DX	サステナビリティ	
										環境	ダイバーシティ& インクルージョン
取締役	小河 義美		●	●		●			●	●	
	杉本 幸太郎		●	●			●	●			●
	榊 康裕		●	●	●			●		●	
	塩 飽 俊 雄		●	●	●	●		●			
	川 口 尚 孝		●	●		●			●	●	
	北 山 禎 介	社外	●	●			●	●		●	
	浅野 敏雄	社外	●	●		●				●	
	古 市 健	社外	●	●			●				●
	小松 百合弥	社外	●	●			●	●			●
	岡 島 眞 理	社外			●		●				●
西 山 圭 太	社外	●					●	●	●		
監査役	八 木 幹 夫		●	●	●			●			●
	山 田 健 一		●		●		●			●	●
	水 尾 順 一	社外						●		●	●
	幕 田 英 雄	社外					●	●			●
	北 山 久 恵	社外					●	●			●

※各人に特に期待される項目を5つまで記載しております。上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額については、2022年6月22日開催の第156回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内）とご承認いただいております。また、この報酬額とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として、2018年6月22日開催の第152回定時株主総会において年額100百万円以内（社外取締役を除く）とご承認いただき、今日に至っております。

この度、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役が1名増員されることや、持続的な企業価値向上に資する優秀な経営人材の獲得と保持のため競争力のある報酬水準とする必要があること、経済情勢や経営環境の変化等により、取締役の役割と責務が増大していること等の諸事情を考慮し、取締役の報酬額を、年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内）から年額640百万円以内（うち社外取締役分は年額140百万円以内）に改定することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、当社の定める「取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針」（当社の第158期事業報告別紙1ご参照）に沿うものであり、役員人事・報酬委員会での審議を経て取締役会で決定していることから、相当であると考えております。

また、取締役の員数は、現在10名（うち、社外取締役6名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって11名（うち、社外取締役6名）となります。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額については、2018年6月22日開催の第152回定時株主総会において年額120百万円以内とご承認いただいておりますが、昨今、高品質な監査を行うための十分な監査時間の確保、社内外における様々なステークホルダーとの協働等、とりわけ社外監査役に求められる役割が増大していることや、経済情勢の変化など諸般の事情を考慮し、監査役の報酬額を、年額130百万円以内に改定することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役の員数は、現在5名（うち、社外監査役3名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、現在と同様に、監査役は5名（うち、社外監査役3名）となります。

第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

当社は、2018年6月22日開催の第152回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く、以下「対象取締役」といいます。）に対して、株主の皆様とのより一層の価値共有を図るとともに、中長期的な企業価値向上に対する貢献意欲を従来以上に引き出すことを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入し、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として、年額100百万円以内と承認いただいております。

今般、当社は、主として、当社の連結業績において大きなウェイトを占める子会社の経営層を新たに本制度の対象とすることにより、株主の皆様と当社グループの経営を担う役員とがこれまで以上に当社連結業績に対する利害を共有し、かつ、同社役員の当社グループ全体に対する企業価値向上への貢献意欲を一層引き出すことや、両社間での人材交流の活発化等を目的として、本制度の内容を以下のとおり改定させていただきたいと存じます。

今般の本制度の改定は、譲渡制限の解除に係る対象取締役の在任の条件（以下「在任条件」といいます。）を柔軟に定めることができる内容とするものであり、具体的には、譲渡制限付株式の割当てに際して対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約（以下「割当契約」といいます。）の内容のうち、在任条件について、「当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、役員待遇理事、相談役、顧問または参与その他これらに準じる地位」から「当社または当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位」に変更することといたします。かかる変更により、対象取締役が当社グループ内で異動した場合に、在任条件に抵触することなく、対象取締役が、譲渡制限付株式を継続保有することを可能とする柔軟な設計が可能となります。本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、改定前の本制度に基づき対象取締役に対して既に付与済みの譲渡制限付株式の在任条件についても、同様の変更をする予定です。

なお、本議案に基づく変更は、上記記載の在任条件の変更およびそれに伴う所要の変更のみであり、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数（年125千株）、譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭報酬債権の総額（年額100百万円以内）および譲渡制限期間（3年間から30年間）等について変更はございません。

また、本議案における対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の「取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針」（なお、当該方針の内容は、当社の第158期事業報告別紙1をご参照ください。）その他諸般の事情を考慮のうえ、役員人事・報酬委員会での審議を経て取締役会で決定されており、相当であると考えております。

現在の取締役は10名（うち社外取締役6名）ですが、第2号議案「取締役11名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、取締役は11名（うち社外取締役6名）となります。

また、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の子会社の取締役および取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

なお、変更後の割当契約の概要は以下のとおりです。

【割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、割当契約により割当てを受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任または退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他の正当な事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、上記（2）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な事由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式、その他一定の事由が生じた場合の当該事由にかかる本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(ご参考) 政策保有株式に関する方針および保有状況

① 政策保有株式に関する方針

当社は、営業取引関係の強化、金融機関との安定取引の維持および業務上の協力関係の維持・強化等の観点から、当社および当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合に限り、株式の政策保有を行います。

なお、事業環境の変化等により保有目的に合致しなくなった、あるいは経済合理性が認められなくなった銘柄については、順次縮減を図ってまいります。

保有する全ての銘柄について、その保有目的の妥当性や、営業取引等から生じる定量的・定性的便益および保有するリスクに関する経済的合理性を定期的に検証した結果について、取締役会への報告を実施し、内容についての精査を受けております。

② 政策保有株式（保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式）の保有状況

上記方針に基づき、2023年度においては非上場株式以外の株式22銘柄のうち2銘柄を全株、4銘柄の一部を売却いたしました。また、非上場株式1銘柄を新たに取得いたしました。2023年度期末時点の保有株式銘柄数は47銘柄、貸借対照表計上額は712億円となっております。計画通り政策保有株式の売却を進めましたが、株価上昇の影響で時価評価額が増加したことにより貸借対照表計上額は増加いたしました。

		第155期 (2020年度)	第156期 (2021年度)	第157期 (2022年度)	第158期 (2023年度)
銘柄数 (銘柄)	非上場株式	28	27	26	27
	非上場株式以外の株式	26	25	22	20
	合計	54	52	48	47
貸借対照表計上額 (億円)	非上場株式	13	13	13	19
	非上場株式以外の株式	645	653	576	692
	合計	659	666	589	712
連結純資産比率 (%)		26.9	23.7	19.0	19.0

③ 政策保有株式（保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式とみなし保有株式の合計）の保有状況

	第155期 (2020年度)	第156期 (2021年度)	第157期 (2022年度)	第158期 (2023年度)
政策保有株式合計額（億円）	856	891	730	925
連結純資産比率（%）	34.9	31.9	23.5	24.7

④ 今後の削減計画

事業環境の変化等により保有目的に合致しなくなった、あるいは経済合理性が認められなくなった銘柄については、市場に与える影響や発行体の財務戦略等、様々な事情を考慮した上で、売却を進める計画です。

2024年度から2025年度の連結純資産に対する政策保有株式残高（みなし保有株式含まず）、政策保有株式残高（みなし保有株式含む）の占める割合は、以下のように推移する見込みです。

なお、削減計画の見直しは行っておりませんが、株価上昇により、政策保有株式残高の連結純資産に占める割合は、2023年5月11日対外発表ベースと比較し、上昇する見込みです。

	第159期 (2024年度)	第160期 (2025年度)
政策保有株式合計額 (みなし保有株式含まず)（億円）	549	370
連結純資産比率（%）	13.7	9.5
政策保有株式合計額 (みなし保有株式含む)（億円）	761	582
連結純資産比率（%）	19.1	14.9

※削減計画は、当社が現在入手している情報および合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の推移は様々な要因により計画と異なる可能性があります。

以上

第 158 期 事業報告

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 事業の概況

当連結会計年度の世界経済は、景気の緩やかな持ち直しの動きが続いたものの、世界的な金融引締めに伴う影響、中国経済の減速、物価上昇、ウクライナ・中東情勢の影響など、先行き不透明な状況のうちに推移しました。

当社グループの主要市場でも一部で需要の回復傾向がみられたものの、その回復が緩やかなものにとどまるなど、厳しい事業環境となりました。このような環境の中、当社グループでは、需要が伸長する製品については販売機会を着実に捉え販売数量を伸ばすとともに、収益改善に向けた取り組みの加速、徹底したコストダウンなどを実施してまいりました。

当連結会計年度の売上高は5,580億56百万円（前年度比3.7%増）、営業利益は623億93百万円（同31.3%増）、経常利益は683億96百万円（同31.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益などにより、558億34百万円（同37.2%増）となりました。

② セグメント別の概況

次に、セグメント別の概況をご報告申し上げます。

なお、当連結会計年度より、化粧品原料の1,3-ブチレングリコールをメディカル・ヘルスケア事業セグメントからマテリアル事業セグメントへ、新規投与デバイスの研究開発機能をセイフティ事業セグメントからメディカル・ヘルスケア事業セグメントへ移管しています。前年度比較については、前年度の数値を移管後のセグメントに組み替えて比較しております。

メディカル・ヘルスケア事業

ライフサイエンス事業は、キラル関連製品の販売が増加したものの、前年度末に医薬品開発製造受託事業の子会社を売却した影響により、減収となりました。

コスメ・健康食品事業は、インバウンドの増加などにより販売数量が増加し、増収となりました。

当部門の売上高は、139億27百万円（前年度比16.0%減）、営業利益は、マーケティング活動に伴う経費の増加などにより、7億91百万円（同37.2%減）となりました。

スマート事業

液晶表示向けフィルム用の酢酸セルロースや高機能フィルムなどのディスプレイ/オプト事業は、高機能フィルムの販売数量が減少したものの、液晶パネルの在庫調整が進んだことや、海外向けの販売拡大により酢酸セルロースの販売数量が増加し、増収となりました。

電子材料向け溶剤やレジスト材料などのIC/半導体事業は、需要が低迷する中、半導体メーカーによる在庫調整からの回復が下期から始まり、販売数量は前年度並みとなりましたが、レジスト材料の販売製品構成差の影響により、減収となりました。

当部門の売上高は、307億15百万円（前年度比3.8%増）、利益面では、移動平均差の影響などにより、営業損失28億55百万円（前年度は営業損失6億42百万円）となりました。

セイフティ事業

自動車エアバッグ用インフレーター（ガス発生装置）などのモビリティ事業は、半導体不足の解消などにより自動車生産が前年度より回復し販売数量が増加したことにより、増収となりました。

当部門の売上高は、955億74百万円（前年度比13.8%増）、営業利益は、販売数量の増加などにより、29億91百万円（同478.5%増）となりました。

マテリアル事業

アセチル事業の酢酸は、主要誘導品の酢酸ビニルや高純度テレフタル酸の需要減少による販売数量の減少、酢酸市況の軟化により、減収となりました。

酢酸誘導体は、電子材料や液晶ディスプレイ向けなどの需要減少により販売数量が減少し、減収となりました。

アセテート・トウは、加熱式たばこ用の需要増加などによる販売数量の増加、原燃料価格上昇や需要増加を受けた販売価格の是正、為替の影響などにより、増収となりました。

ケミカル事業は、海外での販売拡大などにより1,3-ブチレングリコールの販売数量が増加したものの、カプロラクトン誘導体の中国市場での需要減少などによる販売数量の減少、エポキシ化合物の電子材料や液晶ディスプレイ向けの需要減少による販売数量の減少により、減収となりました。

当部門の売上高は、1,853億41百万円（前年度比15.3%増）、営業利益は、販売価格の是正や為替の影響などにより、427億41百万円（同106.3%増）となりました。

エンジニアリングプラスチック事業

ポリアセタール樹脂、PBT樹脂、液晶ポリマーなどポリプラスチック株式会社の事業は、前年度からの自動車部品の在庫調整が第2四半期初めまで続いたことや、IT関連産業の需要低迷などにより販売数量が減少し、減収となりました。

ABS樹脂、エンプラアロイ樹脂、包装フィルム、水溶性高分子などダイセルミライズ株式会社の事業は、OA分野での需要減少などにより販売数量が減少し、減収となりました。

当部門の売上高は、2,268億21百万円（前年度比4.7%減）、営業利益は、販売数量の減少などにより、183億1百万円（同27.7%減）となりました。

その他

その他部門は、防衛関連事業からの撤退などにより、減収となりました。

当部門の売上高は、56億76百万円（前年度比37.3%減）、営業利益は、4億22百万円（同21.6%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、774億58百万円（工事ベース）でありましたが、その主な内容は、次のとおりであります。

① 当期中に完成した主要設備

酢酸の原料製造設備の更新、自動車エアバッグ用インフレーター製造設備の増強などを実施いたしました。

② 当期継続中の主要設備

エンジニアリングプラスチック製造設備の増強、自動車エアバッグ用インフレーター製造設備の増強などを進めております。

③ その他

各事業場の安全向上対策ならびに現業各設備の効率化のための投資を実施、推進中であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

世界経済は、景気の緩やかな持ち直しの動きが続くことが期待されるものの、世界的な金融引き締めに伴う影響、中国経済の減速、ウクライナ・中東情勢の影響など、先行き不透明な状況のうちに推移しております。

このような環境の中、当社の事業環境も不透明な状況が続いていますが、変化する事業環境、リスクに対応し、業績の向上、中期戦略実現に向けた取り組みを進めています。そして、安全・品質およびコンプライアンスの強化、現場の作業負荷の大幅低減を何よりも優先して推進しています。会社の持続的な成長の原動力である従業員一人一人の声に應えとともに、投資や要員などの必要な経営資源を投入し、現場の安全確保や作業環境改善、製品の品質向上を図ります。

当社では、サプライチェーンの緊密な連携や、需要に応じた生産体制の構築などにより、販売機会を着実に捉えるとともに、プロセス革新による原燃料コストの抑制や、販売価格の適切な是正にも取り組んでいます。さらに、聖域を設けることなく全社のあらゆる領域において徹底したコストダウンを実践しています。

また、2020年に完全子会社化したポリプラスチック株式会社とのシナジーによる当社グループ力の更なる強化、事業の選択と集中、投下資本の効率化やメリット実現を追求したROIC重視の経営推進など、収益拡大に向けた取り組みを進めています。

当社は長期ビジョン「DAICEL VISION 4.0」において、「循環型社会構築への貢献」を目指す姿としております。「健康、安全安心、便利快適、環境」の4つの注力事業領域で、成長に寄与する研究テーマを探索、選定し、事業化を加速します。

そして、大学や他社との連携によるバイオマスプロダクトツリーやバイオマスバリューチェーンの構築を進めるとともに、生産革新、プロセス革新、エネルギー革新の組み合わせによるサプライチェーン全体でのエネルギー使用量の削減やエネルギー供給の最適化、CO2還元技術などの技術革新により、エコノミーとエコロジーを両立したカーボンニュートラル/ネガティブの実現を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 利益配分に関する基本方針

当社は、資産効率の最大化と最適資本構成の実現、資金調達力維持のための財務健全性確保、安定的かつ連結業績を反映した配当を総合的に勘案した、バランスのとれた利益配分を基本方針としております。

内部留保資金につきましては、新規事業展開および既存事業強化のための研究開発、設備の新・増設、効率化など、業容の拡大と高収益体質の強化のための投資に充当し、将来の事業発展を通じて、株主の皆様の利益向上に努めたいと存じます。

2020年度からの中期戦略「Accelerate 2025」におきましては、中期戦略発表時の1株当たり配当額（年間32円）を下限とし、配当と機動的な自己株式取得を合わせた各年度の株主還元性向40%以上を目標としております。

なお、2024年度より、安定的な配当を行う姿勢を明確にするため、株主還元性向に加えて、DOE（株主資本配当率）を新たな指標として導入することいたしました。配当について、DOE 4%以上を目標とするとともに、引き続き配当と機動的な自己株式取得を合わせた各年度の株主還元性向40%以上を目標といたします。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第155期 (2020年度)	第156期 (2021年度)	第157期 (2022年度)	第158期 (2023年度) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	393,568	467,937	538,026	558,056
営業利益 (百万円)	31,723	50,697	47,508	62,393
経常利益 (百万円)	34,683	57,291	52,035	68,396
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	19,713	31,254	40,682	55,834
1株当たり当期純利益	65円18銭	104円14銭	138円87銭	197円56銭
総資産 (百万円)	640,385	698,836	765,606	839,169
純資産 (百万円)	245,000	279,544	310,435	374,861
1株当たり純資産額	789円34銭	919円88銭	1,033円52銭	1,301円21銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
3. 第156期（2021年度）より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第156期（2021年度）以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループが製造および販売する主要製品等は次のとおりであります。

セグメント	主要製品名
メデikal・ヘルスケア事業	光学異性体分離カラム、健康食品素材 他
スマート事業	酢酸セルロース（液晶表示向けフィルム用）、高機能光学フィルム、半導体レジスト材料、電子材料向け溶剤 他
セイフティ事業	自動車エアバッグ用インフレーター、電流遮断器 他
マテリアル事業	酢酸および酢酸誘導体、酢酸セルロース（液晶表示向けフィルム用途以外）、アセテート・トウ、カプロラクトン誘導体、エポキシ化合物、化粧品原料 他
エンジニアリングプラスチック事業	ポリアセタール樹脂、PBT樹脂、液晶ポリマー、ABS樹脂、エンプラアロイ樹脂、各種合成樹脂加工品 他
その他	水処理用分離膜モジュール、運輸倉庫業 他

(8) 主要な営業所および工場

当 社	大阪本社（大阪市北区）、 東京本社（東京都港区）、 イノベーション・パーク（兵庫県姫路市）、 神崎工場（兵庫県尼崎市）、 姫路製造所網干工場（兵庫県姫路市）、 姫路製造所広畑工場（兵庫県姫路市）、 播磨工場（兵庫県たつの市）、 新井工場（新潟県妙高市）、 大竹工場（広島県大竹市）
ダイセル・セイフティ・システムズ株式会社	本社・工場（兵庫県たつの市）
Daicel Safety Systems Americas, Inc.	本社・工場（米国アリゾナ州）
Daicel Safety Systems (Thailand) Co., Ltd.	本社（タイ国プラチンブリ県） 工場（タイ国プラチンブリ県・サラブリ県）
Daicel Safety Systems (Jiangsu) Co., Ltd.	本社・工場（中国江蘇省丹陽市）
協 同 酢 酸 株 式 会 社	本社（東京都港区）、工場（兵庫県姫路市）
ポリプラスチック株式会社	本社（東京都港区）、富士工場（静岡県富士市）
ダイセルミライズ株式会社	本社（東京都港区）
ダイセル物流株式会社	本社（大阪市北区）
Daicel (China) Investment Co., Ltd.	本社（中国上海市）

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減（減少は△）
名 11,134	名 △73

(注) 従業員数は就業人員数であり、グループ外からの受入出向者を含み、グループ外への出向者、使用人兼務役員および嘱託を含んでおりません。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(セイフティ事業) ダイセル・セイフティ・システムズ株式会社	百万円 80	% 100	自動車エアバッグ用インフレータの製造・販売
Daicel Safety Systems Americas, Inc.	百万US\$ 6	100	自動車エアバッグ用インフレータの製造・販売
Daicel Safety Systems (Thailand) Co., Ltd.	百万バーツ 1,563	100	自動車エアバッグ用インフレータの製造・販売
Daicel Safety Systems (Jiangsu) Co., Ltd.	百万円 256	100	自動車エアバッグ用インフレータの製造・販売
(マテリアル事業) 協同酢酸株式会社	百万円 3,000	92	酢酸の製造・販売
(エンジニアリングプラスチック事業) ポリプラスチック株式会社	3,000	100	ポリアセタール樹脂他の製造・販売
ダイセルミライズ株式会社	70	100	A B S樹脂、エンプラアロイ樹脂、フィルム、水溶性高分子等他の製造・販売
(その他) ダイセル物流株式会社	267	100	運輸倉庫業
Daicel (China) Investment Co., Ltd.	百万円 386	100	中国における関係会社の統括、研究開発

(11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 (注) 1	32,629
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 (注) 1	25,260
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	10,000
株 式 会 社 国 際 協 力 銀 行 (注) 1	7,509
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 (注) 1	5,975
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	5,806
農 林 中 央 金 庫	4,647
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	4,000
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	2,387
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	1,500
大 樹 生 命 保 険 株 式 会 社	1,500

- (注) 1. 借入金残高には借入先の海外現地法人銀行からの借入を含んでおります。
 2. 上記のほか、株式会社三井住友銀行および株式会社三菱UFJ銀行を幹事とする協調融資によるシンジケートローン50,000百万円、三井住友銀行（中国）有限公司およびMUFGバンク（中国）有限公司を幹事とする協調融資によるシンジケートローン19,954百万円があります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,450,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 286,942,682株 (うち自己株式 11,126,529株)
 (注) 2023年5月22日に自己株式の消却を実施したことにより、「発行済株式の総数」が前年度末に比べて16,000,000株減少しております。
- (3) 株主数 28,746名
- (4) 大株主 (上位10名) の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	45,152	16.37
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	24,707	8.95
日本生命保険相互会社	17,402	6.30
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	10,794	3.91
富士フイルムホールディングス株式会社	8,390	3.04
株式会社三井住友銀行	6,209	2.25
ダイセルグループ従業員持株会	6,179	2.24
ダイセル持株会	6,045	2.19
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U. S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	5,443	1.97
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	4,177	1.51

(注) 持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	42,438 株	4 名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 河 義 美	社長執行役員、役員人事・報酬委員会委員、リサーチセンター担当、無機複合実装研究所担当、ポリプラスチック株式会社社長
代表取締役	杉 本 幸太郎	専務執行役員、役員人事・報酬委員会委員、事業支援本部長、企業倫理室担当、サステナブル経営推進室担当、デジタル戦略室担当
取締役	榑 康 裕	専務執行役員、経営戦略本部長、SCM本部長、セイフティSBU担当、ヘルスケアSBU担当、マテリアルSBU担当
取締役	高 部 昭 久	専務執行役員、アセスメント本部長、安全と品質を確かなものにする本部担当、知的財産センター担当
取締役	北 山 禎 介	役員人事・報酬委員会委員 株式会社三井住友銀行名誉顧問 株式会社TBSホールディングス社外監査役
取締役	浅 野 敏 雄	役員人事・報酬委員会委員長 旭化成株式会社相談役 株式会社メディカルホールディングス社外取締役 東京センチュリー株式会社社外取締役
取締役	古 市 健	役員人事・報酬委員会委員 日本生命保険相互会社顧問 京王電鉄株式会社社外取締役 大阪市高速電気軌道株式会社社外取締役
取締役	小 松 百合弥	役員人事・報酬委員会委員 I A パートナース株式会社取締役 NTN株式会社社外取締役 株式会社ドリームインキュベータ社外取締役（監査等委員）
取締役	岡 島 眞 理	役員人事・報酬委員会委員 桜美林大学教授
取締役	西 山 圭 太	役員人事・報酬委員会委員 株式会社西山研究所代表取締役 パナソニックホールディングス株式会社社外取締役
常勤監査役	今 中 久 典	
常勤監査役	八 木 幹 夫	
監 査 役	水 尾 順 一	一般社団法人日本コンプライアンス&ガバナンス研究所代表理事・会長 駿河台大学名誉教授
監 査 役	幕 田 英 雄	銀座中央法律事務所 弁護士 前田建設工業株式会社社外取締役 富士通株式会社社外監査役
監 査 役	北 山 久 恵	北山公認会計士事務所代表 公認会計士 株式会社樫本チエイン社外取締役 株式会社荏原製作所社外取締役（監査委員会委員長）

- (注) 1. 取締役のうち北山禎介氏、浅野敏雄氏、古市健氏、小松百合弥氏、岡島眞理氏および西山圭太氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち水尾順一氏、幕田英雄氏および北山久恵氏は、社外監査役であります。
3. 監査役幕田英雄氏は、検事および公正取引委員会の委員などを歴任し、経済事案を数多く取り扱った経験を有していることから、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役北山久恵氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、北山禎介氏、浅野敏雄氏、古市健氏、小松百合弥氏、岡島眞理氏および西山圭太氏の全ての社外取締役と、水尾順一氏、幕田英雄氏および北山久恵氏の全ての社外監査役について、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。また、全ての社外役員は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当該基準につきましては、本事業報告末尾 別紙2「社外役員の独立性に関する基準」をご参照ください。
6. 当社は、全ての社外取締役および社外監査役と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約の概要は、次のとおりであります。
- ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がないときに限るものとする。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、当該保険契約においては、被保険者の犯罪行為に起因する損害または被保険者が法令違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。なお、当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。
8. 当社は、全ての取締役、監査役との間で、取締役会決議に基づき、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において会社が補償することとしております。ただし、本補償契約によって補償対象者の職務の執行の適正性が損なわれることのないよう、同項第2号に係る補償を行う場合には、予め取締役会の決議を要することとしております。
9. 当事業年度における取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 2023年6月23日開催の第157回定時株主総会において、岡島眞理氏および西山圭太氏は取締役に新たに選任され、また、八木幹夫氏は監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
 - (2) 2023年6月23日開催の第157回定時株主総会終結の時をもって、取締役野木森雅郁氏、八丁地園子氏および監査役藤田眞司氏は、任期満了により退任いたしました。
 - (3) 取締役古市健氏は、2023年6月27日付で大阪市高速電気軌道株式会社社外取締役に就任いたしました。
 - (4) 取締役西山圭太氏は、2023年6月26日付でパナソニックホールディングス株式会社社外取締役に就任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	支 給 額 (年額)			
		現 金 報 酬 分		株 式 報 酬 分	計
		月額報酬分	業績連動賞与分		
取締役 (うち社外取締役)	12名 (8名)	271百万円 (79百万円)	120百万円 (—)	55百万円 (—)	447百万円 (79百万円)
監査役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	111百万円 (39百万円)	—	—	111百万円 (39百万円)
計	18名	383百万円	120百万円	55百万円	559百万円

- (注) 1. 上記支給人員および支給額には、2023年6月23日開催の第157回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬額は、2019年6月21日開催の第153回定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額80百万円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は5名）です。また、この報酬額とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として、2018年6月22日開催の第152回定時株主総会において年額100百万円以内（社外取締役を除く）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は4名）です。さらに、第153回定時株主総会において決議いただいた取締役の報酬額につき、2022年6月22日開催の第156回定時株主総会において、取締役全体の報酬総額は変更することなく、社外取締役分の報酬額のみを年額100百万円以内とすることを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は6名）です。
3. 監査役の報酬額は、2018年6月22日開催の第152回定時株主総会において年額120百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。
4. 非金銭報酬等として取締役に対して譲渡制限付株式を交付しております。当該株式報酬の内容については、本事業報告末尾 別紙1「取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針」の「4.株式報酬について」に記載のとおりです。当該株式報酬の交付状況については「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。
5. 業績連動報酬等として、取締役に対して、業績連動賞与を交付しております。業績連動報酬等の額または数の算定の基礎として選定した業績指標の内容および当該業績指標を選定した理由ならびに当該業績連動報酬等の額または数の算定方法については、別紙1「取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針」の「3.業績連動賞与の算定方法」に記載のとおりです。当事業年度を含む当該業績指標の推移は、「1. (6) 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。

② 取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針

当該方針につきましては、本事業報告末尾 別紙 1「取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針」をご参照ください。当該方針に関しては、役員人事・報酬委員会における審議および同委員会からの答申を得た上で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により、それぞれ決定しております。当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容につきましては、役員人事・報酬委員会の答申を受け、業績、中長期計画の達成度、社会情勢および取締役会で定める業績指標の達成度等を取締役会にて総合的に検討した結果、当該方針に沿うものであると判断しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 北山禎介氏

1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

株式会社三井住友銀行 名誉顧問

株式会社TBSホールディングス 社外監査役

株式会社三井住友銀行は、当社の主要借入先であり、当社の大株主であります。

株式会社TBSホールディングスと当社との間には特別の関係はありません。

2) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

・当事業年度に開催した15回の取締役会の全てに出席しております。

・同氏については、金融機関の経営で培われた同業界に関する知見と経営者としての豊富な見識・経験等を、当社の経営に活かすことを期待しております。

・当事業年度において、同氏は、主にサステナビリティに関する情報開示の在り方、中期戦略に関する情報開示の在り方、政策保有株式の縮減方針に関する事項、事業別の資本効率に関する事項、四半期報告書に関する事項などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、当社の経営に同氏の知見および見識・経験等を活かしております。

② 取締役 浅野敏雄氏

1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

旭化成株式会社 相談役

株式会社メディopalホールディングス 社外取締役

東京センチュリー株式会社 社外取締役

旭化成株式会社と当社との間には重要な取引等の関係はなく、また、その他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

2) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

- ・当事業年度に開催した15回の取締役会の全てに出席しております。
- ・同氏については、化学品の製造・販売を行う企業の経営で培われた同業界に関する知見と経営者としての豊富な見識・経験等を、当社の経営に活かすことを期待しております。
- ・当事業年度において、同氏は、主に通期業績見通しに関する事項、製品の安全と品質に関する社内啓発の在り方、中期戦略に関する事項、事業別資本効率の把握に関する在り方、事業ポートフォリオ上の改革事業に関する事項などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、当社の経営に同氏の知見および見識・経験等を活かしております。

③ 取締役 古市健氏

1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

日本生命保険相互会社 顧問

京王電鉄株式会社 社外取締役

大阪市高速電気軌道株式会社 社外取締役

日本生命保険相互会社は、当社の借入先であり、当社の大株主であります。また、当社との保険契約があります。

その他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

2) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

- ・当事業年度に開催した15回の取締役会の全てに出席しております。
- ・同氏については、金融機関の経営で培われた同業界に関する知見と経営者としての豊富な見識・経験等を、当社の経営に活かすことを期待しております。
- ・当事業年度において、同氏は、主に当社グループの行動指針および倫理規範に関する事項、政策保有株式の縮減方針に関する事項、サステナビリティに係る技術開発に関する事項、事業ポートフォリオ上の改革事業に関する事項、当社グループでの資金管理と為替影響に関する事項などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、当社の経営に同氏の知見および見識・経験等を活かしております。

④ 取締役 小松百合弥氏

1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

IAパートナーズ株式会社 取締役

NTN株式会社 社外取締役

株式会社ドリームインキュベータ 社外取締役（監査等委員）

上記各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

2) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

- ・当事業年度に開催した15回の取締役会の全てに出席しております。
- ・同氏については、国内外の投資会社や情報・通信会社の経営で培われた同業界に関する知見と経営者としての豊富な見識・経験等を、当社の経営に活かすことを期待しております。
- ・当事業年度において、同氏は、主に中期戦略に関する事項、政策保有株式の縮減方針に関する事項、DX戦略に関する事項、資本政策に関する事項、地政学的リスクと海外取引に関する事項などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、当社の経営に同氏の知見および見識・経験等を活かしております。

⑤ 取締役 岡島眞理氏

1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

桜美林大学 教授

上記兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

2) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役役に就任した以降に開催した12回の取締役会の全てに出席しております。
- ・同氏については、国内大手航空会社における職務で培われた同業界に関する知見と、顧客満足やSDGsを中心とした社会課題等に係わる様々な研究を行う学識経験者として高度な専門的知識、幅広い見識等を、当社の経営に活かすことを期待しております。
- ・当事業年度において、同氏は、主にDX戦略に関する事項、設備投資の進捗に関する事項、社員意識調査の結果に関する事項、製品品質維持と生産性向上に関する事項、内部通報制度の利用促進に関する在り方などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、当社の経営に同氏の知見および見識・経験等を活かしております。

⑥ 取締役 西山圭太氏

1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

株式会社西山研究所 代表取締役

パナソニックホールディングス株式会社 社外取締役

パナソニックホールディングス株式会社と当社との間には重要な取引等の関係はなく、また、株式会社西山研究所と当社との間には特別の関係はありません。

2) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役役に就任した以降に開催した12回の取締役会の全てに出席しております。
- ・同氏については、経済産業省における職務で培われた経済産業政策やIT政策に関する深い知見、および電力会社や投資会社の経営で培われた同業界に関する知見と経営者としての豊富な見識・経験等を、当社の経営に活かすことを期待しております。

- ・当事業年度において、同氏は、主に設備投資計画に関する事項、中期戦略におけるポートフォリオマネジメントの進捗に関する事項、設備投資とその結果分析に関する事項、ダイセル式生産革新と在庫管理との関係に関する事項、決算発表資料の在り方などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、当社の経営に同氏の知見および見識・経験等を活かしております。

⑦ 監査役 水尾順一氏

- 1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

一般社団法人日本コンプライアンス&ガバナンス研究所 代表理事・会長
駿河台大学 名誉教授

上記各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

- 2) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

- 3) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した15回の取締役会および監査役会の全てに出席し、CSR、コーポレートガバナンスおよび経営倫理等の研究者としての高度な専門的知識・見識および経験等に基づき、主に学識経験者としての専門的な観点から、当社グループの行動指針および倫理規範啓発の在り方、内部通報制度の運用の在り方、ダイバーシティの推進取組みに関する対外公表の在り方、社内コミュニケーションの在り方、組織変更の目的に関する社内共有の在り方などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行っております。

⑧ 監査役 幕田英雄氏

- 1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

銀座中央法律事務所 弁護士
前田建設工業株式会社 社外取締役
富士通株式会社 社外監査役

富士通株式会社と当社との間には重要な取引等の関係はなく、また、その他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

- 2) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

- 3) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した15回の取締役会のうち14回（93%）に出席し、また、同事業年度に開催した15回の監査役会の全てに出席し、弁護士として高度な専門的知識、幅広い見識、また、最高検察庁刑事事部長検事、公正取引委員会委員等の歴任および社外役員として企業に携わられた経験等に基づき、主に当社グループの行動指針および倫理規範に関する事項、原料価格と販売価格との関係に関する事項、サステナビリティに関する取組みの在り方、地政学的リスクの管理に関する在り方、製品の安全と品質に関する報告体制の在り方などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行っております。

⑨ 監査役 北山久恵氏

- 1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

北山公認会計士事務所代表 公認会計士

株式会社椿本チエイン 社外取締役

株式会社荏原製作所 社外取締役（監査委員会委員長）

株式会社荏原製作所と当社との間には重要な取引等の関係はなく、また、その他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

- 2) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

- 3) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した15回の取締役会および監査役会の全てに出席し、会計の実務家としての高度な専門的知識・見識および経験等に基づき、主に公認会計士としての専門的な観点から、海外子会社の業績に関する事項、中期戦略に関する事項、政策保有株式の縮減方針に関する事項、サステナビリティに関する取組みの在り方、製品の安全と品質に関する報告体制の在り方などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行っております。

5. 会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主および投資家の皆様の自由な判断に委ねるべきものと考えており、特定の者による大規模な株式買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。しかしながら、大規模な株式買付行為の中には、その目的等から見て大規模な株式買付の対象となる会社の企業価値または株主様共同の利益（株主共同の利益）に資さないものもあります。

当社は、当社の企業価値または株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な株式買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えます。

従って、当社は、当社株式の大規模買付行為を行い、または行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて取締役会の意見を開示し、株主の皆様の検討のために必要な情報と時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

(備 考)

本事業報告に記載の百万円単位の金額および千株単位の株式数は、単位未満を切り捨てております。

取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針

1. 報酬等についての考え方

- (1) 取締役および監査役の報酬等は、株主総会においてご承認いただいた報酬等の総額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定します。
- (2) 取締役の報酬等は、月額報酬、業績連動賞とおよび株式報酬により構成することとし、会社業績との連動性を確保し、職責を反映した報酬体系とします。なお、現在、月額報酬、業績連動賞とおよび株式報酬の比率は、概ね55：30：15とし、役位に応じてこの比率を変更しております。また、監査役の報酬等は、月額報酬により構成することとし、職責を反映した報酬体系とします。
- (3) 報酬等については、諮問機関である役員人事・報酬委員会および取締役会において意見交換を行う機会を設け、透明性・公平性を確保します。
- (4) 社外取締役および監査役に賞与および株式報酬の支給は行いません。

2. 月額報酬の算定方法

取締役および監査役の月額報酬は、原則として、取締役については職務および業務執行上の役位、監査役については常勤であるか否かを踏まえて決定される内規に従い、定額を支給しております。なお、月額報酬に関しては、業績、中長期計画の達成度および社会情勢等を反映させ、適宜、適正な水準に見直しを実施しております。

3. 業績連動賞与の算定方法

取締役の賞与は、株主とのより一層の価値共有を図るとともに、業績向上に対する貢献意欲を従来以上に引き出すことを目的として、業績との連動性を高め、取締役会で定める業績指標の達成度等に応じて支給することとします。現在、この指標としては売上高および営業利益を採用しており、それぞれ50%ずつの比重で考慮した上で、役位別のベース金額に指標の達成度に基づく支給率（0%から200%の範囲で変動）を乗じて支給金額を決定しております。なお、指標の達成度に基づく支給率は、下表に基づき算定しております。

業績連動賞与の支給率算定に用いる係数

用いる指標	ウェイト	目標達成率	係数
連結売上高	50%	120%以上	200%
		100%超120%未満	※1
		100%	100%
		80%超100%未満	※2
		80%以下	0%
連結営業利益	50%	120%以上	200%
		100%超120%未満	※1
		100%	100%
		80%超100%未満	※2
		80%以下	0%

※1 目標値に対する実績値の割合に比例して、101%～199%の範囲内で決定

※2 目標値に対する実績値の割合に比例して、1%～99%の範囲内で決定

なお、上記の通り算定した金額に対し、「サステナブル経営方針の実践状況」および「中期戦略の達成状況」の観点から個人評価を行い、プラスマイナス20パーセントの範囲で加減算を行って、最終的な業績連動賞与の金額を決定しております。

4. 株式報酬について

取締役の株式報酬としては、株主とのより一層の価値共有を図るとともに、中長期的な企業価値向上に対する貢献意欲を従来以上に引き出すことを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。本報酬制度では、譲渡制限期間を30年と設定し、取締役会において本報酬制度の対象者ごとに金額を定め、その金額を一定時点での株価をもって除した数の株式を支給することとします。

5. 役員人事・報酬委員会

取締役および監査役の報酬等の額の決定に際しては、社外取締役が委員長を務め、また社外取締役がその過半数を占める役員人事・報酬委員会の答申を受け、透明性、妥当性および客観性を担保しております。

ご参考 執行役員報酬等について

執行役員報酬等についても、取締役と同様、月額報酬、業績連動賞与および株式報酬により構成することとし、役員人事・報酬委員会の答申を受け、透明性、妥当性および客観性を担保したうえで、決定しております。

以上

社外役員の独立性に関する基準

当社において、「社外取締役または社外監査役（以下あわせて「社外役員」という）が独立性を有する」とは、「当該社外役員が、以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した存在であること」をいうものとする。

1. 当社および当社のグループ企業（以下「当社グループ」という）の業務執行者等（※1）ならびにその近親者等（※2）
2. 当社グループを主要な取引先とする者（※3）またはその業務執行者等
3. 当社グループの主要な取引先（※4）またはその業務執行者等
4. 当社の大株主（※5）またはその業務執行者等
5. 当社グループから一定額以上の寄付または助成を受けている組織（※6）の理事その他の業務執行者等
6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（※7）（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者および過去3年間に於いて所属していた者をいう）

※1：「業務執行者等」とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員および使用人等の業務を執行する者ならびに過去3年間に於いて業務を執行していた者をいう。

※2：「近親者等」とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員および部門長等の重要な業務を執行する者の2親等内の親族をいう。

※3：「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する会社をいう。以下同じ）であって、過去3事業年度のいずれかにおける当社グループと当該取引先グループとの取引額が、当該取引先グループの連結売上高の2%を超える者をいう。

※4：「当社グループの主要な取引先」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- ① 当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、過去3事業年度のいずれかの当社グループと当該取引先グループとの取引額が、当社グループの連結売上高の2%を超える者
- ② 当社グループが借入れをしている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属する会社をいう）であって、過去3事業年度いずれかの当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が、当社グループの連結総資産の2%を超える者

※5：「大株主」とは、当社の総株主等の議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。

※6：「当社グループから一定額以上の寄付または助成を受けている組織」とは、過去3事業年度いずれかにおいて年間10百万円を超える寄付または助成を受けている、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等の組織をいう。

※7：「当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家」とは、役員報酬以外に過去3事業年度いずれかにおいて、10百万円を超える財産を得ている者、または当社グループからその団体の連結売上高または総収入額の2%を超える財産を得ている団体に所属する者をいう。

以 上

(ご参考) 取締役会の実効性向上に向けた取り組み

当社は、取締役会の実効性の維持・向上を図り、最適なコーポレートガバナンスを追求するため、毎年、取締役会実効性評価を実施し、その概要を公表しております。

なお、2023年度の実効性評価の概要は、以下のとおりであります。

1. 2022年度の実効性評価に基づく2023年度の実効性向上の取り組み

2022年度の実効性評価を踏まえ、2023年度においては、取締役会での議論をより充実させるため、経営戦略遂行状況、資本収益性や株価に関する事項、サステナビリティや人的資本に関する取り組み状況等の報告の充実に時間をかけるという取り組みを行ってまいりました。

2. 2023年度の実効性評価の評価プロセスおよび評価結果の概要

評価のプロセス	全ての取締役・監査役に対して質問票を配布し、その回答結果を、個別インタビューによりさらに深掘りした上で、事務局で集計・分析したこれらの結果を取締役会で報告、議論を行った。
主な評価項目	<ul style="list-style-type: none">・取締役会の構成・審議・決議・報告等の内容・取締役会の運営方法
評価結果の概要	社外役員からの積極的な発言等によって充実した議論が行われており、取締役会の実効性に概ね問題はないことを確認した。他方、さらなる実効性の向上のために議論すべき課題もあることを確認した。主に挙げられた課題は以下のとおり。 ①取締役会の構成面の課題 <ul style="list-style-type: none">・長期的な視点で、更なる多様性拡充を図るための議論・経営幹部の登用プロセスに関する更なる議論 ②取締役会の審議面の課題 <ul style="list-style-type: none">・サステナビリティに関する取り組みや人的資本経営推進に関する報告の更なる充実・ポートフォリオマネジメントと紐づけた個別議案の説明 ③取締役会の運営面の課題 <ul style="list-style-type: none">・適切な判断に資する情報提供への更なる配慮（専門用語・社内用語等）・取締役会議長の在り方に関する議論
今後の対応	2024年度の実効性評価において上記課題につき議論を行い、今後継続的に取り組むことにより実効性をさらに高めていくことが確認された。

連結貸借対照表

2024年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	73,183	支払手形及び買掛金	62,184
受取手形	6,557	短期借入金	31,758
売掛金	107,855	短期社債	27,000
棚卸資産	182,510	1年内償還予定の社債	10,000
その他の金融資産	39,426	1年内返済予定の長期借入金	16,291
貸倒引当金	△52	未払法人税等	6,378
流動資産合計	409,481	その他の流動負債合計	208,804
固 定 資 産		固 定 負 債	
有形固定資産		社債	90,000
建物及び構築物	69,024	長期借入金	124,741
機械装置及び運搬具	118,249	繰延税金負債	23,677
工具、器具及び備品	5,257	役員退職慰労引当金	36
土地	36,547	修繕引当金	1,344
建設仮勘定	79,871	環境対策引当金	102
計	308,949	退職給付に係る負債	2,710
無形固定資産		資産除去債務	1,198
のれん	85	その他の固定負債合計	255,503
その他	10,687	負 債 合 計	464,308
計	10,773	(純資産の部)	
投資その他の資産		株 主 資 本	
投資有価証券	80,023	資本剰余金	36,275
繰延税金資産	2,394	利益剰余金	0
退職給付に係る資産	13,977	自己株式	△15,895
その他の金融資産	13,602	株 主 資 本 合 計	253,496
貸倒引当金	△33	その他の包括利益累計額	
計	109,964	その他有価証券評価差額金	43,319
固定資産合計	429,688	繰延ヘッジ損益	△14
		為替換算調整勘定	53,371
		退職給付に係る調整累計額	8,723
		その他の包括利益累計額合計	105,399
		非支配株主持分	15,964
資 産 合 計	839,169	純 資 産 合 計	374,861
		負 債 純 資 産 合 計	839,169

連結損益計算書

自 2023年 4月1日
至 2024年 3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		558,056
売上原価		398,776
売上総利益		159,280
販売費及び一般管理費		96,887
営業利益		62,393
営業外収益		
受取利息	1,565	
受取配当金	2,367	
持分法による投資利益	2,067	
為替差益	1,339	
固定資産貸料	472	
補助金の収入	344	
その他	794	8,952
営業外費用		
支社間の利息	1,666	
社債発行費	2	
寄附金の他	370	
その他	909	2,949
経常利益		68,396
特別利益		
固定資産処分益	155	
投資有価証券売却益	11,198	11,354
特別損失		
固定資産除却損失	819	
減損損失	1,668	
投資有価証券評価損	506	
関係会社株式売却損	723	3,718
税金等調整前当期純利益		76,032
法人税、住民税及び事業税	17,113	
法人税等調整額	2,374	19,487
当期純利益		56,545
非支配株主に帰属する当期純利益		710
親会社株主に帰属する当期純利益		55,834

貸借対照表

2024年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	9,825	買掛金	45,647
売掛金	69,135	短期借入金	24,000
仕掛品	28,847	短期借入金	27,000
材料及び貯蔵品	14,867	1年内償還予定の社債	10,000
前払費用	24,675	1年内返済予定の長期借入金	4,374
短期貸付金	2,496	未払費用	25,719
倒引当金	1,630	未払法人税等	5,899
	76,052	その他負債	3,034
	28,802		16,587
	△3,260		5,287
流動資産合計	253,075	流動負債合計	167,548
固定資産		固定負債	
有形固定資産		社長期借入金	90,000
建物	25,882	繰上償還金	77,569
構築物	10,256	退職給付引当金	9,747
機械及び装置	65,613	環境対策引当金	4,625
車両運搬具	14	繰上償還金	102
工具、器具及び備品	2,187	繰上償還金	995
土工	21,150	繰上償還金	547
建設仮勘定	5,139	繰上償還金	281
	130,245	固定負債合計	183,868
無形固定資産		負債合計	351,417
技術設備	1,863	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,717	株主資本	
	3,348	資本金	36,275
	7,928	資本剰余金	31,376
投資その他の資産	71,989	資本剰余金	31,376
投資関係会社出資	198,277	利益剰余金	5,242
長期前払費用	5,805	利益剰余金	2,470
倒引当金	10,182	利益剰余金	18
	190	利益剰余金	866
	7,555	利益剰余金	41,360
	△8	利益剰余金	191,254
固定資産合計	293,992	利益剰余金合計	241,211
	432,167	株主資本	△15,895
		株主資本合計	292,968
		評価・換算差額等	40,857
		その他有価証券評価差額	40,857
		純資産合計	333,826
資産合計	685,243	負債純資産合計	685,243

損益計算書

自 2023年 4 月 1 日
至 2024年 3 月 31 日

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		262,551
売上原価		181,242
売上総利益		81,309
販売費及び一般管理費		50,986
営業利益		30,322
営業外収益		42,428
受取利息	1,361	
受取配当金その他	38,971	
営業外費用		2,769
支払利息	2,095	
貸倒引当金繰入額	1,165	
クレーム補償費用	258	
社債発行費用	343	
寄付金	2	
その他	359	
経常利益	638	69,981
特別利益		11,696
固定資産処分益	0	
投資有価証券売却益 関係会社株式売却益	11,193 503	
特別損失		1,155
固定資産除却損	649	
投資有価証券評価損	506	
税引前当期純利益		80,521
法人税、住民税及び事業税	9,895	
法人税等調整額	2,669	12,565
当期純利益		67,956

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月7日

株式会社ダイセル
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河津 誠 司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河越 弘 昭
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダイセルの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイセル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月7日

株式会社ダイセル

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河津 誠 司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河越 弘 昭
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイセルの2023年4月1日から2024年3月31日までの第158期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第158期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、オンライン会議ツール等も活用の上、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、次のとおり監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月8日

株式会社ダイセル	監査役会	
常勤監査役	今 中 久 典	㊞
常勤監査役	八 木 幹 夫	㊞
社外監査役	水 尾 順 一	㊞
社外監査役	幕 田 英 雄	㊞
社外監査役	北 山 久 恵	㊞

以 上

株式会社ダイセル 株主総会会場ご案内図

会場のご案内

インターコンチネンタルホテル大阪 2階「HINOKI」

大阪市北区大深町3番60号 グランフロント大阪北館タワーC

インターコンチネンタルホテル大阪までのルート

(グランフロント大阪詳細図)



株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意は
ございません。
何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。



交通のご案内

- A** JR「大阪駅」(2階中央北口)
徒歩約7分
- B** 阪急「大阪梅田駅」(茶屋町口) 徒歩約8分
- C** 地下鉄御堂筋線「梅田駅」(5番出口)
徒歩約8分

※駐車場・駐輪場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださるようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。